1 届出の種類

届出書の名称	内 容	期限
指定混合肥料生産業者届出書	生産を開始する場合	事業を開始する
【様式第8号の3イ】		1週間前まで
指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書	届出事項に変更が生じた場合	変更が生じた日から
【様式第8号の3口】		2週間以内
指定混合肥料生産事業廃止届出書	生産事業を廃止した場合	事業を廃止した日か
【様式第8号の3ハ】		ら2週間以内

2 届出に必要な書類

①上記の届出書【正副2部】

②添付書類【各1部】

添付書類	生産	廃止	変更
生産工程の概要(原料及び肥料製造工程を記載)	0	_	*
分析成績書 (写し可)	0	_	*
法人:登記簿抄本(写し可)	0	_	*
個人:住民票等氏名住所が確認できるもの	O - *		
※住民基本台帳ネットワークで手続きする場合は不要			*
生産設備の賃貸借に関する届出	Δ	_	*
賃貸借契約書 (写し)	Δ	_	*
委託による肥料の生産に関する届出	Δ	Δ	*
委託生産契約書(写し)	Δ	_	*
肥料生産場所及び保管場所の地図	0 - *		**
※届出業者の連絡先(担当者、電話番号、FAX番号)を記入する			^*

○:必要、一:不要、△:生産施設の賃貸借がある場合、または委託生産の場合必要、

※:変更する内容に応じて提出

3 届出書の提出先

住所地を管轄する**広域振興局の農政(林)部**に提出する(郵送可)。

※住所地とは、主たる事務所の所在地、または生産を行う事業場の所在地(事務所が県外の場合)

住所地	広域振興局名	住所・お問い合わせ電話番号
盛岡市、八幡平市、滝沢市、葛巻町、 岩手町、雫石町、矢巾町、紫波町	盛岡広域振興局農政部	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話 019(629)6597
奥州市、金ヶ崎町、花巻市、北上市、 遠野市、西和賀町、一関市、平泉町	県南広域振興局農政部	〒023-0053 奥州市水沢大手町 1-2 電話 0197(22)2841
大船渡市、陸前高田市、住田町、 釜石市、大槌町、宮古市、岩泉町、 山田町、田野畑村	沿岸広域振興局農林部	〒026-0043 釜石市新町 6-50 電話 0193(25)2704
久慈市、洋野町、野田村、普代村、 二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	県北広域振興局農政部	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話 0194(53)4983